

「辺野古米軍基地建設のための埋立ての賛否を問う県民投票条例」に反対する意見書

昨年10月31日に沖縄県は「辺野古米軍基地建設のための埋立ての賛否を問う県民投票条例」（以下、県民投票条例）を公布した。県民投票条例を審査した沖縄県議会において、多様な県民感情を反映させるため賛否以外の選択肢を持つ修正案も提出され、全会一致を目指す働きかけもあったものの、政治的論理によって配慮の欠けた内容となった。現在の混乱の原因は、それにあると断ずるものであります。

県民投票条例は、普天間飛行場問題の原点である危険性の除去について明記されておらず、普天間飛行場の危険性や騒音問題等で長年苦しんでいる宜野湾市民が置き去りにされている。

また、昨年9月30日に執行された沖縄県知事選挙において、辺野古埋立てに反対し、承認撤回を表明した玉城康裕知事が当選したことにより、県民の意思は反対との結果が明確になったにも関わらず、再度民意を問うことに対し5億5千万円の県民の税金をかけて行うことは、到底理解しがたいものである。

よって当市議会は、「辺野古米軍基地建設のための埋立ての賛否を問う県民投票条例」に反対するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成31年1月8日

うるま市議会

あて先

沖縄県知事